

# 喜多方市条例第33号

## 喜多方市景観条例

### (目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等その他本市における良好な景観の形成に關し必要な事項を定めることにより、本市の自然、歴史、文化等と人々の生活とが調和した景観の形成を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### (景観計画の策定の手続)

第3条 市長は、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、喜多方市景観審議会の意見を聴かなければならぬ。

### (計画提案を行うことができる団体等)

第4条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第20条第1項に規定する景観形成住民団体とする。

2 市長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、喜多方市景観審議会に当該通知に係る法第11条第3項に規定する計画提案に係る景観計画の素案を提出してその意見を聴かなければならぬ。

### (届出を要する行為)

第5条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積

- (3) 水面の埋立て又は干拓

### (行為の届出)

第6条 法第16条第1項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

3 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 法第16条第1項第1号に掲げる行為にあっては、敷地面積、建築面積、延べ面積、構造、外観の仕上げ材料、敷地の緑化の方法並びに外観を変更することとなる修繕又は模様替及び色彩の変更に係る面積を記載した図書
- (2) 法第16条第1項第2号に掲げる行為にあっては、建築面積、構造、敷地の緑化の方法並びに外観を変更することとなる修繕又は模様替及び色彩の変更に係る面積を記載した図書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める図書  
(届出が必要な事項)

第7条 法第16条第1項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 行為の完了予定日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項  
(変更の届出)

第8条 法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の規定による届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

2 法第16条第1項の規定による届出をした者は、前条第1号に掲げる事項に変更があったとき又は当該届出に係る行為を取りやめたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(適用除外行為)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号から第3号まで又は第5条各号に掲げる行為のうち、別表に掲げる当該行為の種類に応じた規模のもの
- (2) 法令に基づく許可、認可又は届出に係る行為で、次に掲げるもの
  - ア 自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第3項又は第10条第3項の認可、同法第13条第3項又は第14条第3項の許可及び同法第26条第1項の規定による届出に係る行為
  - イ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項又は第127条第1

項の規定による届出に係る行為

ウ 福島県立自然公園条例（昭和33年福島県条例第23号）第9条第3項の認可、同条例第13条第3項の許可及び同条例第23条第1項の規定による届出に係る行為

エ 福島県文化財保護条例（昭和45年福島県条例第43号）第11条第1項又は第27条第1項の許可及び同条例第9条第1項（同条例第28条において準用する場合を含む。）、第20条又は第21条第1項の規定による届出に係る行為

(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積のうち、当該堆積をする日から起算して90日以内に除却することがあらかじめ確実であるもの

(4) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(5) 農林漁業を営むために行われる土地の開墾及び森林の皆伐

(公表)

第10条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る法第16条第3項の規定による勧告を受けた者に対し、期限を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、必要に応じ、喜多方市景観審議会の意見を聞くことができる。この場合において、市長は、前項の規定により提出された意見書を喜多方市景観審議会に提出しなければならない。

(特定届出対象行為)

第11条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、同項の届出を要する行為とする。

(変更命令等の手続)

第12条 市長は、法第17条第1項又は第5項の処分をしようとするときは、必要に応じ、喜多方市景観審議会の意見を聞くことができる。

(行為の完了の届出)

第13条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長

に届け出なければならない。

(景観重要建造物の指定)

第14条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物（以下単に「景観重要建造物」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ、喜多方市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第15条 法第25条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を維持するものであること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずるものであること。
- (3) 景観重要建造物の敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(景観重要建造物の指定の解除)

第16条 市長は、法第27条第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、喜多方市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の指定)

第17条 市長は、法第28条第1項に規定する景観重要樹木（以下単に「景観重要樹木」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ、喜多方市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第18条 法第33条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

- (1) <sup>せん</sup>剪定、下草刈りその他の景観重要樹木の良好な景観を保全するために必要な管理を行うものであること。
- (2) 景観重要樹木の保育の状況を定期的に点検するとともに、病害虫の駆除その他の措置を行うものであること。

(景観重要樹木の指定の解除)

第19条 市長は、法第35条第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、喜多方市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観形成住民団体)

第20条 市長は、まちづくりの推進を図る活動を目的として設立された団体であって、良好な景観の形成の促進のための活動を行うものを、その申請により、景観形成住民団体として認定することができる。

2 景観形成住民団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、景観形成住民団体が良好な景観の形成の促進のための活動を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(財政上の措置等)

第21条 市は、本市における良好な景観の形成に関する施策を円滑に実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者に対し、良好な景観の形成の促進のための措置及び活動を十分に行うことができるよう必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めるものとする。

(喜多方市景観審議会)

第22条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、喜多方市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する施策に係る重要事項を調査審議する。

3 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

(1) 市議会の議員 2人以内

(2) 優れた識見を有する者 10人以内

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 市議会の議員のうちから委嘱された委員は、市議会の議員でなくなったときは、その職を失うものとする。

8 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則

で定める。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行その他本市における良好な景観の形成に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に法第8条第1項の規定により定められている景観計画は、第3条の規定により喜多方市景観審議会の意見を聴いて定められたものとみなす。

(喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年喜多方市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1 喜多方市男女共同参画審議会委員の項の次に次のように加える。

喜多方市景観審議会委員	日額	6,000円
-------------	----	--------

別表（第9条関係）

法第16条第7項第11号の規定に基づく届出を要しない行為

1 法第16条第1項第1号関係

行為の種類	規模
建築物の新築又は移転	高さ10メートル以下かつ建築面積500平方メートル以下
建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が10平方メートル以下

2 法第16条第1項第2号関係

行為の種類	規模
工作物 (1) 擁壁、垣（生垣を除く。）、さ	高さ5メートル以下

の新設 又は移 転	く、塀その他これらに類するもの  (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの((5)に掲げるものを除く。)  (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの  (4) 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの  (5) 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物  (6) 広告塔、広告板その他これらに類するもの  (7) 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの  (8) 觀覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設  (9) コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設  (10) 自動車の駐車の用に供する立体的な施設  (11) 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設  (12) ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設  (13) 影像、記念碑その他これらに類するもの	高さ10メートル以下  高さ20メートル以下  高さ10メートル以下かつ表示面積の合計15平方メートル以下  高さ10メートル以下かつ建築面積1,000平方メートル以下
-----------------	---	--

工作物の増築若しくは改築、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記(1)から(3)までに掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積又は面積の合計が10平方メートル以下
---	--

### 3 法第16条第1項第3号関係

行為の種類	規模
開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為）	面積3,000平方メートル以下かつ のり 法面の高さ5メートル以下 又は延長10メートル以下

### 4 法第16条第1項第4号関係

行為の種類	規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積3,000平方メートル以下かつ のり 法面の高さ5メートル以下 又は延長10メートル以下
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の 物件の堆積	高さ3メートル以下かつ堆積 の用に供される土地の面積500 平方メートル以下
水面の埋立て又は干拓	面積3,000平方メートル以下かつ のり 法面の高さ5メートル以下 又は延長10メートル以下